

松山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消請求事件  
国側当事者・国(今治税務署長)  
平成22年4月20日棄却・確定

判	決
原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	今治税務署長
	堂崎 繁幸
被告指定代理人	高橋 和貴
同	山本 順昭
同	長濱 裕行
同	宮中 敏守
同	小林 一秋
同	中島 剛志
同	加地 憲行
同	松澤 悟
同	浪越 吉則
同	河野 康
同	多田 歳男
同	中野 明子

## 主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

今治税務署長が、原告に対し、平成19年10月11日付けでした、原告の平成14年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分、平成15年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分、平成16年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分、平成17年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分並びに平成18年分の所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、今治税務署長が、原告に対し、平成14年分から平成18年分までの所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をしたところ、原告が、これらの処分において原告の所得として計上している先物取引による収益は、原告ではなく有限会社A(以下「A」という。)に属

するものであるなどと主張して、上記各処分取消しを求める抗告訴訟である。

## 2 前提事実

当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実及び書証により容易に認定できる事実は以下のとおりである。

- (1) 原告は、Aの代表取締役である。(争いが無い)
- (2) 原告は、平成14年から平成18年まで(以下「本件各課税年」という。)の分の所得税に係る納税申告書を各法定申告期限までに今治税務署長に提出しなかった。(争いが無い)
- (3) 今治税務署長は、平成19年10月11日付けで、原告に対し、本件各課税年分の所得税の各決定処分(以下「本件各決定処分」という。)及び無申告加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各決定処分と併せて「本件各処分」という。)をした。その内容は、本件各決定処分については別紙1課税処分一覧表の「(6)納付すべき税額」欄の各年分該当欄、本件各賦課決定処分については同表「(7)無申告加算税の額」欄の各年分該当欄記載のとおりである(本件各処分における税額の算定根拠は、各年分について、同表「各欄の補足説明」記載のとおりである。)(争いが無い)

なお、同表(1)ないし(5)の金額については、当事者間に争いが無いが、(2)及び(5)の所得金額が原告に帰属することについては、争いがある。

- (4) 原告は、平成19年10月15日、今治税務署長に対し、本件各処分取消しを求める同月12日付けの「要望書」と題する書面(乙1)を提出した。今治税務署長は、これを本件各処分に対する異議申立てとみなして審理し、同年12月25日付けで、異議申立てを棄却するとの決定をした。(乙1、2)
- (5) 原告は、平成20年1月23日、国税不服審判所長に対して、本件各処分取消しを求めて審査請求をした。国税不服審判所長は、同年8月26日付けで、審査請求を棄却するとの判決をした。(甲4)
- (6) 原告は、平成21年3月5日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

## 3 争点

- (1) 先物取引の利益帰属主体は原告であるか(争点1)

[被告の主張]

ア 原告は、平成8年7月18日から平成15年6月16日まで、商品取引員であるB株式会社(以下「B」という。)に商品先物取引口座を開設し、商品先物取引を行った。また、原告は、平成12年9月14日から平成19年12月17日まで、商品取引員であるC株式会社(以下「C」といい、Bと併せて「本件各取引員」という。)に商品先物取引口座を開設し、商品先物取引を行った。

原告は、本件各課税年の期間において、上記各先物取引(以下「本件各先物取引」という。)により、各年につき、別紙2「総収入金額」欄中の該当欄記載の金額と同額の売買損益を生じ、また本件各取引員に対し同別紙「委託手数料」、「消費税」欄中の該当欄記載のとおり委託手数料(消費税相当額を含む。)を支払った。

したがって、別紙1課税処分一覧表の「(2)分離課税の雑所得金額(先物取引に係る金額)」欄記載の金額(以下「本件先物取引所得」という。)は、すべて原告に帰属する所得である。

イ 原告が本件各取引員に提出した約諾書、取引口座開設申込書その他の書類には、いずれも

原告の署名押印がされていること、原告が本件各取引員との取引で使用するため届け出た銀行口座は、いずれも原告名義のものであり、仮名口座・借名口座ではないことからすれば、本件先物取引所得が原告に帰属することは明らかである。

ウ 原告は、本件先物取引所得がAに帰属すると主張するが、同社の定款に先物取引業が追加されたのが平成18年8月7日であること、Aは、同月4日付けでCに対し商品先物取引の口座開設を申し込んでいること、Aの法人税の確定申告において先物取引と思われる収益が申告されたのは、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの事業年度（以下「平成19年6月期」のようにいう。）が初めてであり、平成18年6月期以前にはそのような申告がないこと、本件訴訟に至るまで原告がかかる主張をしたことがないことからすれば、本件先物取引所得がAに帰属するとはいえない。

[原告の主張]

否認する。本件先物取引所得は、以下の理由から、Aに帰属する。

ア 原告は、本件各課税年において、Aの委任を受けた代理人として本件各先物取引を行ったものである。

イ 原告が本件各取引員に提出した書類に原告本人の署名押印があることは認める。しかし、これらの書類に記載された連絡先電話番号は、Aのものである。また、原告は、Aの唯一の出資者であり、代表者である。

ウ 原告は、本件各取引員から、新規では法人口座の開設はできず、個人口座のみ開設可能であると説明されたため、まずは原告個人で口座を開設した上、代表取締役として、原告に取引を委託する契約を締結し、本件各先物取引を行ったのである。この行為は、借名口座の使用に該当するが、本件各取引員の黙認するところであった。

エ Aの平成18年6月期以前の法人税の確定申告において、本件各先物取引の収益が計上されていないことは認めるが、これは、Aが原告に対して外注して取引を行ったからであり、不自然ではない。

(2) 反面調査の違法により、本件各処分が違法となるか（争点2）

[原告の主張]

申告納税制度の下では、納税者の申告がないのに取引先に対する反面調査を行うことは許されない。

今治税務署長は、原告が申告をしていない年の所得税について、原告の承諾なくCやD銀行に反面調査を行っているところ、かかる行為は違法であり、これによって収集された資料に基づく本件各処分も違法である。

[被告の主張]

争う。

(3) 税務調査の時期が遅きに失したか（争点3）

[原告の主張]

今治税務署長は、原告がAから委任を受けて商品先物取引を行っているのを知りながら、5年間に及び税務調査をしなかった。今治税務署長が、原告に対する適切な指導、要請を早期にしていれば、原告が本件各処分を受けるという事態には至らなかったはずである。

したがって、本件各処分は、違法である。

[被告の主張]

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（先物取引の利益帰属主体は原告であるか）について

(1) 証拠（乙15ないし18、21ないし25、原告本人）によれば、原告が本件各取引員に提出した約諾書、商品先物取引口座開設申込書その他の書類にいずれも原告の署名押印がされていること、原告が本件各取引員との取引で使用するため届け出た銀行口座がいずれも原告名義のものであることが認められる。そして、上記口座に係る預金が原告ではなく、Aに属することをうかがわせるような証拠はない。

また、証拠（乙1、49ないし54）及び弁論の全趣旨によれば、Aの法人税の確定申告において先物取引に由来するものと思われる収益が申告されたのは、平成19年6月期が初めてであり、平成18年6月期以前にはそのような申告がないこと、本件訴訟に至るまで原告が本件各先物取引に係る所得がAに属するとの主張をしたことがないことが認められる。さらに、本件各先物取引に係る収益が、Aに帰属することを直接示すような帳簿、契約書その他の文書は何ら証拠として提出されていない。

これらの事実によれば、本件各先物取引の利益帰属主体は、原告であると認められる。

(2) これに対し、原告は、本件各課税年において、Aの委任を受けた代理人として本件各先物取引を行ったものであるから、本件各先物取引の利益帰属主体はAであると主張する。

ア しかし、Aが真実本件各先物取引の利益帰属主体であるならば、当然その収益が帳簿上記載されていてしかるべきところ、上記のとおり、平成18年6月期以前の法人税の確定申告において、先物取引の収益が計上されていない。（乙49ないし54）

この点につき、原告は、Aが原告に対して取引を委託して行ったために、収益が帳簿上反映されなかったと主張する。

しかし、原告名義の銀行口座の取引明細（乙20、27）及びAの決算報告書（乙49ないし54）を含む本件全証拠を精査しても、Aから原告に対する取引原資の交付や、原告からAに対する利益の還元といった入出金取引がされた事実はうかがわれない。原告は、Aの平成17年6月期の短期借入金937万0046円に、本件各先物取引で得た利益が含まれている旨供述するが、Aの平成17年6月期の原告からの短期借入金が、平成16年6月期に比して減少していること（乙51、52）などからすれば、同供述は信用できない。

イ また、原告は、原告が本件各取引員に提出した書類に記載された連絡先電話番号が、Aのものであることや、原告がAの唯一の出資者、代表者であることを挙げて、本件各先物取引の利益帰属主体がAであると主張する。

しかし、原告が、本件各先物取引の当時、Aの代表者として常時活動していたことからすれば、これらの点は、本件各先物取引がAの計算で行われていたことの根拠にはならない。

ウ さらに、原告は、本件各取引員から、新規では法人口座の開設はできず、個人口座のみ開設可能であると説明されたため、まずは原告個人で口座を開設した上、代表取締役として、原告に取引を委託する契約を締結し、本件各先物取引を行ったと主張するのであるが、これに沿う証拠は原告本人の供述のみであり、にわかになこれを信用することはできない。

(3) したがって、本件各先物取引の利益帰属主体は、原告であると認めることができる。

#### 2 争点2（反面調査の違法により、本件各処分が違法となるか）について

原告は、申告をしていない年の所得税について、原告の承諾なく反面調査をすることは違法で

あり、かかる反面調査により収集された資料に基づく本件各決定も違法であると主張する。

本件の反面調査は、所得税法234条1項3号に基づくものと解されるどころ、同条に規定する質問検査権につき、実定法上特段の定めのない実施細目は、質問検査の客観的必要性があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限ある税務職員の合理的な選択にゆだねられているものと解すべきであり（最高裁判所昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁参照）、納税義務がある者の申告や承諾の有無についても上記実施細目に含まれるものと解される。

証拠（乙40、41）及び弁論の全趣旨によれば、今治税務署長が原告に所得税の申告義務があると判断し、所得金額を把握するため本人調査を行おうとしたところ、原告は、調査担当の税務職員の調査協力要請に応じなかったことが認められる。そうすると、原告が当時ぜん息や痛風に罹患していたこと（甲1、2、原告本人）を考慮しても、原告の申告及び承諾を欠いた状態で税務調査をしたことが、担当税務職員の裁量を逸脱したものであるとまでいうことはできない。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

### 3 争点3（税務調査の時期が遅きに失したか）について

原告は、今治税務署長が適切な指導、要請を早期にしていれば、本件各処分を受けることはなかったのであるから、本件各処分は違法であると主張する。

しかし、そもそも原告に対し早期の指導を行う義務を今治税務署長に負わせる法令上の根拠は認め難く、原告の主張はそれ自体失当である。

### 4 以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

松山地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 永谷 幸恵

裁判官 伊藤 隆裕

裁判官 丸山 聡司

## 課税処分一覧表

課税年度	平成14年分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
(1) 総所得金額 (給与所得の金額)	4,260,000	4,260,000	4,260,000	4,260,000	4,020,000
(2) 分離課税の雑所得金額 (先物取引に係る金額)	4,304,000	3,492,625	1,431,320	17,290,585	8,301,994
(a) 総収入金額	4,850,000	4,330,000	2,189,000	21,860,500	16,445,500
(b) 必要経費	546,000	837,375	757,680	4,569,915	8,143,506
(3) 所得控除の金額	1,568,200	1,902,125	2,885,050	3,284,010	3,294,645
(4) 課税総所得金額	2,691,000	2,357,000	1,374,000	975,000	725,000
(5) 分離課税の課税雑所得金額 (先物取引に係る金額)	4,304,000	3,492,000	1,431,000	17,290,000	8,301,000
(6) 納付すべき税額	688,700	419,100	171,700	2,363,000	1,127,400
(a) 課税総所得金額に 対する税額	269,100	235,700	137,400	97,500	72,500
(b) 先物取引に係る所得 金額に対する税額	860,800	523,800	214,650	2,593,500	1,245,150
(c) 定率減税額	225,980	151,900	70,410	250,000	125,000
(d) 源泉徴収税額	215,200	188,500	109,900	78,000	65,200
(7) 無申告加算税の額	102,000	61,500	25,500	354,000	199,000

## （各欄の補足説明）

- (1) 原告が各年中に有限会社A（以下「A」という。）から支払われた役員報酬の金額から所得税法28条3項所定の給与所得控除額を控除した後の金額である。
- (2) 今治税務署長が認定した、原告の各年中の商品先物取引に係る雑所得の金額であり、(a)欄の金額（商品先物取引に係る売買損益の合計額〔別紙2の①欄記載のもの〕）から、(b)欄の金額（委託手数料〔消費税込み〕の合計額〔同別紙の④欄記載のもの〕）を差し引いたものである。
- (3) A作成に係る給与支払報告書記載の所得控除の金額である。
- (4) (1)の金額から(3)の金額を控除した後の金額（1000円未満の端数は切捨て。国税通則法118条1項）である。
- (5) (2)の金額（1000円未満の端数は切捨て。国税通則法118条1項）である。
- (6) (a)欄及び(b)欄の合計額から、(c)欄及び(d)欄の各金額を差し引いた金額（100円未満の端数は切捨て。国税通則法119条1項）である。  
 (a)欄の金額は、(4)の金額に所得税法89条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の税率を乗じて算出したものである。  
 (b)欄の金額は、(5)の金額に租税特別措置法41条の14第1項（平成14年分につき、平成15年法律第8号による改正前のもの）の税率を乗じて算出したものである。  
 (c)欄の金額は、経済社会の変化に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律6条2項（平成14年分ないし平成17年分につき、平成17年法律第21号による改正前のもの）の規定により算出したものである。  
 (d)欄の金額は、A作成にかかる給与支払報告書記載の源泉徴収税額である。
- (7) (6)の金額（1万円未満の端数は切捨て。国税通則法118条3項）に100分の15（同法66条1項所定の税率）を乗じたものである。

## 別紙2 先物取引に係る雑所得等の金額

(単位：円)

年分	商品取引員	総収入金額	委託手数料	消費税	必要経費	先物取引に係る 雑所得等の金額
		①	②	③	④ (②+③)	⑤ (①-④)
14	B	800,000	104,000	5,200	109,200	690,800
	C	4,050,000	416,000	20,800	436,800	3,613,200
	合計	4,850,000	520,000	26,000	546,000	4,304,000
15	B	2,120,000	371,000	18,550	389,550	1,730,450
	C	2,210,000	426,500	21,325	447,825	1,762,175
	合計	4,330,000	797,500	39,875	837,375	3,492,625
16	C	2,189,000	721,600	36,080	757,680	1,431,320
17	C	21,860,500	4,352,300	217,625	4,569,915	17,290,585
18	C	16,445,500	7,755,720	387,786	8,143,506	8,301,994